

改正案	現行
<p>(監査証明の手続) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。ただし、第五号に掲げる基準は、次項の規定により適用される場合に限る。</p> <p>一 監査基準</p> <p>二 中間監査基準</p> <p>三 監査に関する品質管理基準</p> <p>四 四半期レビュー基準</p> <p>五 監査における不正リスク対応基準</p> <p>4 前項第五号に掲げる基準は、監査証明を受けようとする者が次のいずれかに該当する者であるときに限り、適用されるものとする。</p> <p>一 その発行する有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号に該当することにより同項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社（法第二十七条において準用する法第二十条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない</p>	<p>(監査証明の手続) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

い協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）を含む。）

二 その発行する有価証券が法第二十四条第一項第三号又は第四号に該当することにより同項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社（最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が五億円未満又は最終事業年度に係る損益計算書による売上高（事業収益及び営業収益その他これに準ずるものを含む。以下この号において同じ。）の額若しくは直近三年間に終了した各事業年度に係る損益計算書による売上高の額の合計額を三で除して得た額のうちいずれか大きい方の額が十億円未満であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円未満である会社を除く。）

○ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十一年大蔵省令第十一号）

改正案	現 行
<p>第一号様式</p> <p style="text-align: center;">監 査 概 要 書 (表紙)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">監 査 概 要 書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 監査の実施状況等(6)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 監査の実施において特に考慮した事項等(8)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内部統制の<u>開示すべき重要な不備</u>に関する経営者等への報告の状況</p> <p>.....</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 監査の実施において特に考慮した事項等</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「内部統制の<u>開示すべき重要な不備</u>に関する経営者等への報告の状況」には、内部統制の<u>開示すべき重要な不備</u>についての経営者等への報告を行った場合に、その概要及び改善の状況について記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(9)・(10) (略)</p>	<p>第一号様式</p> <p style="text-align: center;">監 査 概 要 書 (表紙)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">監 査 概 要 書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 監査の実施状況等(6)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 監査の実施において特に考慮した事項等(8)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内部統制の<u>重要な欠陥</u>に関する経営者等への報告の状況</p> <p>.....</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 監査の実施において特に考慮した事項等</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「内部統制の<u>重要な欠陥</u>に関する経営者等への報告の状況」には、内部統制の<u>重要な欠陥</u>についての経営者等への報告を行った場合に、その概要及び改善の状況について記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(9)・(10) (略)</p>